

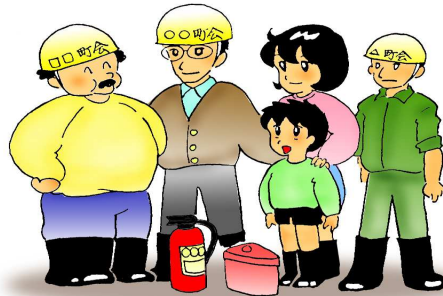
自主防災活動マニュアル

1 自主防災組織の必要性

住民が安心して暮らすための取り組みとしての防災対策は、災害が発生しやすい我が国において、行政上最も重要な施策の一つです。

しかしながら、ひとたび大規模な災害が発生したときは、国や県、町の対応だけでは限界があるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要になってきます。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織で、地域における共助の中核をなす組織です。



2 組織の編成

自主防災組織を結成し活動を進めていくためには、組織をまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を組織し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定め、地域の実情に応じて最小限の班編成から徐々に充実させていくと良いでしょう。

組織の基本的な班編成（例）

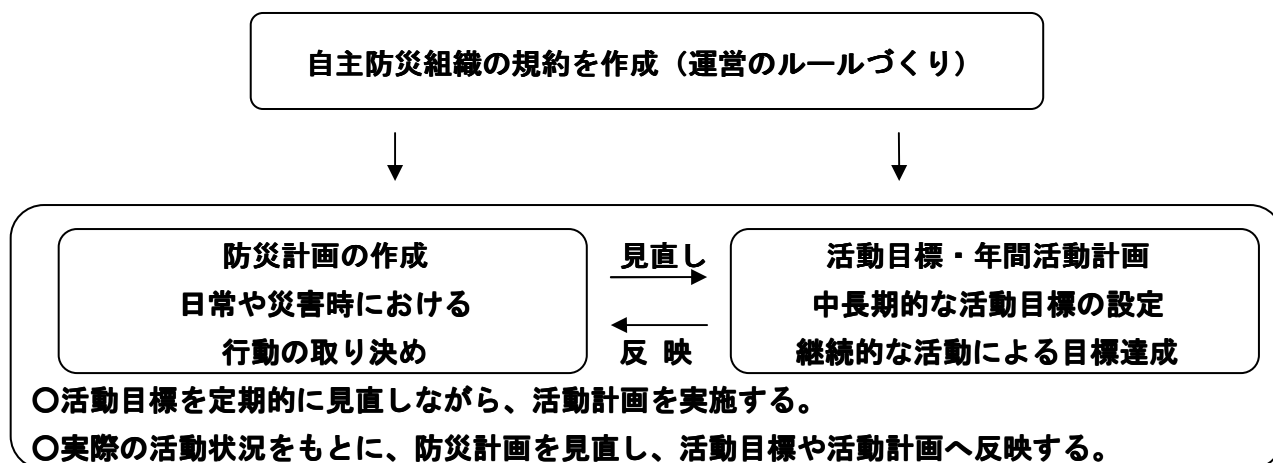
編成班名	日常の役割	災害時の役割
情報連絡班	危険個所の把握、広報活動 情報収集伝達訓練 など	災害情報把握 情報収集・安全確認 など
防災班	防災（消火）資機材の点検 防災訓練 など	初期消火活動 水防活動 など
救出救護班	救出救護用資機材の点検 救出救護訓練 など	負傷者等の救出 救護活動 など
避難誘導班	要援護者の把握 避難路(所)点検、避難訓練 など	住民の避難誘導活動 など
給食給水班	給食器具の点検 炊き出し訓練 など	救護物資調達、水・食料等の配分、 炊き出し など

3 組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害の発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を策定しておくことが必要です。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要です。

自主防災組織の運営について（例）



4 防災計画の策定

防災計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、災害時要援護者が多い等、地域の実情を踏まえて、防災計画に反映させることが重要です。また、役場をはじめ消防機関と十分協議しておく必要もあります。

防災計画に盛り込むべき項目としては、一般的に次のようなものが考えられます。



防災計画に盛り込むべき主な項目（例）

分野	盛り込むべき項目	内容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
主に日常生活に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達方法等について定める。（情報連絡班）
	出火防止、初期消火	初期消火対策、水防対策等について定める。（防災班）
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。（救出救護班）
	避難	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。（避難誘導班）
	給食・給水	食糧や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。（給食給水班）
他団体と協力して行う活動	災害時要援護者対策	平常時、災害時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう訓練や備蓄等の災害への備えを行うこと。そして地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

日常における主な活動項目（例）

日常の活動

- 防災知識の広報・啓発（地域防災。家庭内の安全対策）
- 地域の災害危険の把握（防災マップ、避難地図など）
- 防災訓練（個別訓練・総合訓練実施）

(1) 防災知識の広報・啓発

①地域ぐるみでの防災意識の醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて、普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を高めていくことが重要です。

- ・ 会議などの機会をとらえて、防災についての話し合う機会を増やす。
- ・ 行政や消防機関等が実施する講習会や研修に参加する。
- ・ 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布を行う。など

②家庭内の安全対策

普段から各家庭においても防災に関する話し合いを行い、連絡方法や集合場所の確認、非常時持出品の準備をしておくことも重要です。

- ・ 家具等の転倒、落下防止対策
- ・ 防災用品、食糧、飲料水等、物資の事前準備
- ・ 住宅用火災警報器の設置など住宅の防火対策 など



(2) 地域の災害危険の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることは非常に大切です。

- ・ 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀などの安全度等、実態把握を行う。
- ・ 地域の実態に即した消防活動、災害時要援護者に援護者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
- ・ 地域内の消火栓や防火水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸や小川等の活用も検討しておく。
- ・ 地域の防災履歴や災害に関する伝承等を知ることにより、予防、応急活動に効果的に活用していく。
- ・ 防災訓練などを通じて地域内を実際に歩いてみて、避難経路の確認や危険箇所の確認を行い、地域に即した防災マップや避難地図を作成する。

(3) 防災訓練

防災訓練を日頃から実施することは、実際の避難活動、救助活動、消火活動や水防活動において非常に有効です。また、防災訓練を実施することにより避難経路の危険箇所の把握や防災計画の問題点の抽出、防災資機材等の整備状況の確認ができます。それらを通じて防災計画を見直すことも非常に重要です。

〇〇区自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- （1）平常時は、〇〇とする。
- （2）災害時は、〇〇とする。

* 集会所など

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- （3）防災訓練の実施に関すること。
- （4）地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- （5）防災資機材等の備蓄に関すること。
- （6）他組織との連携に関すること。
- （7）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会の会員は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 〇名
- （3）班長 〇名
- （4）民生・児童委員 〇名（区内に在住のときのみ）
- （5）会計 〇名
- （6）監査役 〇名

* 役員は、各区の実情に応じて変更してください。

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

4 民生・児童委員は、災害時要援護者等の支援を行う。

5 会計は、会の会計を行う。

6 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、班長及び民生・児童委員によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 災害危険の把握に関する事。
 - (4) 防災訓練の実施に関する事。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・教護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
 - (6) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

〇〇区自主防災会防災計画（例）

1 目的

この計画は、〇〇区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災会の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

【別表のとおり】

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ①防災組織及び防災計画に関すること。
- ②地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- ③各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤食糧等を3日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ①広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、映画会等の開催
- ③パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ①危険地域、区域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ①各種ハザードマップ
- ②座談会、講演会、研修会等の開催、参加
- ③災害記録の収集、編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、水防、避難等が迅速かつ的確に行うため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ①情報収集・伝達訓練
- ②消火訓練
- ③避難訓練
- ④救出・救護訓練
- ⑤給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うもの。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うもの。

7 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報連絡班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、音声告知放送、携帯無線機、伝令等による。

8 避難

災害の拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

若狭町長の避難指示が出たとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたとき自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、若狭町の要請により協力するものとする。

9 初期消火及び水防活動

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ①火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ②可燃性危険物品等の保管状況
- ③消火器等消火資機材の整備状況
- ④その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ①可搬式（小型）動力ポンプの防火水そう付近への配備
- ②消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

(3) 水防活動

大雨等で浸水の恐れがある場合、迅速に水防活動を行うことができるようにするため、土のう袋等水防機材を配備する。

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① 〇〇病院
- ② 〇〇医院、〇〇〇〇診療所
- ③嶺南振興局〇〇健康福祉センター

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員及び物資配分班は、町から配布された食糧、地域内の家庭又は事業所等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員及び物資配分班は、町から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合っ
て定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について
予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団
体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

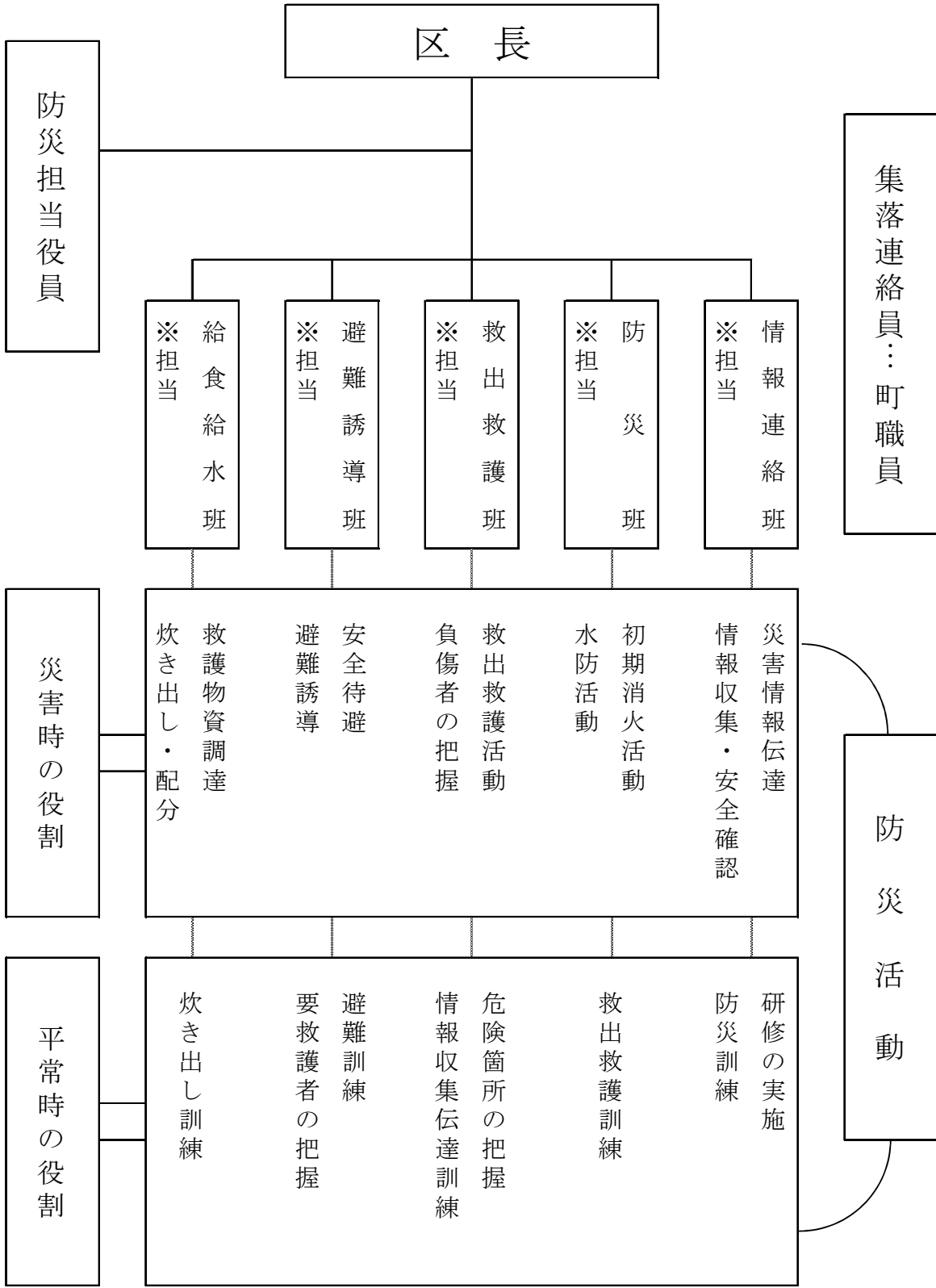
(1) 配備計画

【別表のとおり】

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする。

自主防災組織（例）



※これを基本に各集落に於いて組織の確立を図る

目的別の主な防災資機材（例）

目 的	防 災 資 機 材
① 情報収集・伝達用	トランシーバー、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として） 等
② 初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等
③ 水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④ 救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、防煙・防塵マスク 等
⑤ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
⑥ 避難所・避難用	リアカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、協力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー 等
⑦ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
⑧ 訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
⑨ その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

※ここにある防災資機材はあくまでも例です。地域の実状に応じて検討してください。ここにあるすべての資機材を組織だけで揃えておくには限界があります。各家庭や地域内の業者等にあるもので、災害時に活用できるものがあれば、事前に登録しておくなどの取り組みについても検討しておくといいでしょう。

別記様式（第4条関係）

自主防災会設立（変更）届

年 月 日

若狭町長 様

自主防災会名 _____

代表者住所 若狭町 _____

代表者氏名 _____ 印

下記のとおり自主防災組織を設立（変更）しましたのでお届けします。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災会名	
自治会名等	
組織構成世帯数	
設立年月日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 活動計画書